

南部地域体験教育旅行促進事業費補助金 Q & A

R.2.10.16 修正

Q 1 体験教育旅行とはどのようなものをいうのか。

A 1 学校行事として企画され、校外で実施される南部地域の体験メニューが含まれる日帰り及び宿泊を伴う遠足、社会見学、自然教室、修学旅行等をいいます。

Q 2 支援の対象となる体験教育旅行はどのようなものか。

A 2 今回支援の対象とするのは、県内に所在する学校(小学校、中学校、義務教育学校(小中一貫)、高等学校、中等教育学校(中高一貫)、特別支援学校、高等専門学校)が企画、実施する体験教育旅行で、南部地域の豊かな自然や歴史・文化の体験メニューを内容として含むものです。

Q 3 南部地域の豊かな自然や歴史・文化の体験メニューはどのようなものか。

A 3 例えば以下のようなものが考えられます。

林業体験、木工体験、干物づくり体験、漁業・釣り体験、カヌー・シーカヤック体験、川下り体験、みかん収穫・稲刈り等農業体験、キャンプ場での宿泊体験、語り部解説付き熊野古道ウォーク、郷土料理調理体験、体験型自然環境学習など。

Q 4 支援の対象とならない旅行はどのようなものか。

A 4 旅行の内容が、単に南部地域の遊園地や動物園、公園等に行き、児童・生徒が各自自由行動するだけのようなものについては支援の対象としません。
支援の対象となるには、南部地域の自然、歴史、文化等を体験するメニューが含まれる必要があります。

Q 5 南部地域の複数の箇所を訪問する予定だが、そのうち体験メニューは 1カ所でしか予定していない。その場合でも支援の対象となるのか。

A 5 南部地域の 1カ所以上で南部地域の自然、歴史、文化等を体験するメニューが含まれている体験教育旅行であれば支援の対象となります。

Q 6 補助金は学校ごとに 1 回しか申請できないのか。

A 6 学校ごとに申請回数の制限はありません。同じ学年でも日程が異なれば複数回申請していただけます。ただし、予算の範囲内で補助金額を決定しますので、多くの申請があった場合は、補助金の単価が予定より下回る額となる場合があります。

Q 7 学年ごとに別の日程で体験教育旅行を行う予定だが、まとめて申請しなければならないのか。

A 7 同じ学校でも学年ごと別の日程で実施したり、複数回実施する場合は、それぞれ別々に申請してください。同様に実績も別々に報告してください。補助金もそれぞれに旅行ごとに口座に振り込みます。
(旅行等の会計が学年ごとに異なることも多いことから、それぞれ申請していただくこととしました。)

Q 8 南部地域内で2泊する予定だが、宿泊の場合の加算は2倍になるのか。

A 8 南部地域内で1泊以上の宿泊を伴う場合には、一人当たり3,000円を加算しますが、宿泊日数が2泊以上でも加算額は変わらず、2倍にはなりません。

Q 9 宿泊を伴う体験旅行を実施するが、宿泊場所は南部地域内ではない場合、宿泊の場合の加算対象になるのか。

A 9 南部地域内での宿泊がない場合は加算対象にはなりません。加算を受けるには南部地域内で1泊以上の宿泊が必要です。

Q 10 雨天時等は、晴天時と異なる計画をしているが、申請時の実施計画書に記載は必要か。

A 10 事前に計画している場合は、体験教育旅行実施計画書に記載してください。それらの計画も含めて実施計画を審査します。

ただし、雨天時等の訪問先がすべて南部地域外となり、南部地域の体験メニューが全て実施されなかった場合は、当該旅行は支援の対象外となります。

なお、当日の状況により体験メニューを急遽中止、変更した場合は、旅行後速やかに状況報告書を知事に提出し、協議を行って下さい。

Q 11 南部地域への体験教育旅行を計画したが、直前になって天災や新型コロナウイルスの発生等で、やむなく実施前にキャンセルせざるを得なくなった場合、キャンセル費用等は補助金の対象となるのか。

A 11 その場合は、速やかに事業中止承認申請書を提出していただき、知事の承認を得る必要があります。承認後に提出いただいた実績報告書を審査し、やむを得ないものと承認されれば、補助金の対象となります。(実際に支払った費用が上限となります。)

ただし、単に学校側の都合でキャンセルをする場合は対象となりません。

Q 1 2 補助金は先着順なのか。

A 1 2 この補助金は先着順ではありません。体験教育旅行の実施計画を申請していただき、審査のうえ採択校を決定し、予算の範囲内で補助金を交付します。

Q 1 3 多数の交付申請があった場合、申請どおりの額が交付されるのか。

A 1 3 補助金は予算の範囲内で交付します。予算額を超える多数の交付申請があった場合、一定の調整率を乗じた額となるなど申請どおりの額が交付できないこともあります。

Q 1 4 交付決定された補助金は必ずその額が支払われるのか。

A 1 4 補助金の支払いについては、事業実施後の精算払いとなります。最終的な費用の合計額(実際にかかった費用から市町等からの補助金、交付金等を除いた額)が、補助金の交付決定額を下回る場合は、その額が補助金の上限となります。(その場合、減額して交付します。)

Q 1 5 修学旅行を申請する予定だが、別に市から補助金をもらっているが、県の補助金は申請可能か。

A 1 5 市町や財団などの補助金を受ける予定の旅行でも申請は可能です。ただし、国や県の他の補助金を受ける旅行は対象外です。

なお、学校から依頼を受けた旅行事業者等が申請を行う場合、旅行事業者等を対象とした他の国や県の支援制度とこの補助金が併用できるものもありますので、詳しくはお問い合わせください。

(R2.7.13 追加)

国の Go To キャンペーンについては、この補助金との併用が可能です。ただし、学校側の負担額を超えて補助はできませんのでご注意ください。

Q 1 6 なぜ申請と実績報告は押印不要でメールで提出できることとしたのか。また、請求書だけ郵送しなければならないのはなぜか。

A 1 6 新型コロナウイルス感染防止の観点から、できるだけ接触の機会を減らすため、申請はメール又は郵送のみの受付としています。

また、本補助金の対象は主に学校に限られることから、申請時及び実績報告時の書類については、本人確認のための押印を省略することとしました。

そのため、メールでの提出も可能としたところです。

ただし、補助金の支払い時には、記名押印された請求書の原本が必要なことから、メールでの提出は不可とし、郵送での提出を求めているところです。

Q 1 7 なぜ来年 3 月に実施する場合は対象外なのか。

A 1 7 3 月は卒業式や入学試験、春休みもあり、旅行日程を入れにくいことや、旅行費用等の精算を 3 月中にする学校が多いことも考えられることから、補助金も 3 月中に支払うこととしました。そのため 2 月分までを支援の対象としているところです。

(R2.7.10 追加)

Q 1 8 事前にどのような体験メニューが対象となるかどうか電話等で教えてもらえないか。

A 1 8 A 3 で対象となる体験メニューの一例を掲載していますが、南部地域の施設や事業者ごとに様々な体験メニューがあり、県で全てを把握することが困難なうえ、児童生徒の人数や学年等によっても体験できるメニューが異なることが想定されることから、事前に体験メニューを明示することは困難です。

行程全体を見て「学校行事として企画され、校外で実施される南部地域の自然、歴史、文化等を体験するメニューが含まれる日帰り及び宿泊を伴う遠足、社会見学、自然教室、修学旅行等」かどうかを審査して、決定しますので、早めに正式な申請を行ってください。

(R2.7.13 追加)

なお、具体の計画案については、可能な範囲で電話等でのご相談にも対応させていただきます。

また、申請内容を確認するため、申請後にさらに具体的な内容をお聞きすることがあります。

(R2.7.10 追加)

Q 1 9 県立学校等で、学校で体験教育旅行の全てを企画、手配し、実施する予定だが、補助金の申請事務のみ旅行会社等に依頼してよいか。

A 1 9 旅行事業者が申請できるのは、学校から依頼を受けて体験教育旅行を企画、実施する場合に限られます。補助金の申請事務のみを旅行会社等に依頼することはできません。

(R2.7.10 追加)

Q 2 0 部活動のスポーツ合宿は補助金の対象となるのか。

A 2 0 補助金の対象となるのは、学校行事として企画、実施される南部地域体験教育旅行です。部活動のスポーツ合宿は補助金の対象とはなりません。

(R2.7.13 追加・9.1 修正・10.16 修正)

Q 2 1 補助金額はいつ決定するのか。いつ交付決定されるのか。また、申請どおりの金額が交付されるのか。

A 2 1 提出いただいた補助金交付申請書を早急に審査し、実施計画書に記載された児童・生徒参加人数を基礎として、修学旅行等の実施時期に間に合うよう、補助金の交付額を決定します。

旅行の実施後、実施結果報告書に記載された児童・生徒参加人数(実績数)により補助金額を確定し補助金を支払います。児童・生徒一人当たりの補助単価は交付決定時と同一の金額です。(補助金の交付決定後に、一方的に減額することはありません。)

(R2.7.13 追加)

Q 2 2 国の Go To キャンペーンとの併用はできるのか。

A 2 2 補助制度の扱いに関しては、Q & A の A 15 に記載したとおりですが、国の Go To キャンペーンについては、この補助金との併用が可能です。ただし、学校側の負担額を超えて補助はできませんのでご注意ください。